

前 障
令和3年8月23日

指定通所支援事業所
代表者 様

前橋市長 山 本 龍
(公印省略)

緊急事態宣言発令に伴う通所支援事業所の取扱いについて(通知)

新型コロナウイルス感染症への対応について、ご尽力、ご協力頂き深く感謝申し上げます。

さて、報道等でご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、令和3年8月20日(金)から9月12日(日)まで、群馬県に緊急事態宣言が発令されました。

現在、群馬県において、社会福祉施設の使用制限及び使用停止に係る要請は出されておりませんが、変異株の感染者が確認される等、新型コロナウイルスの感染が拡大していることから、サービスの提供に当たっては、下記のとおり取り扱いますよう、お願いいたします。

(障害福祉課 障害政策係)

記

1 取扱い方針

(1) 「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)(一部改正)(令和2年10月15日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)」(別紙)を参考に、感染防止に向けた取組及び新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合の取組を実施してください。

特に、新型コロナウイルスの変異株は感染力が強いことから、サービス提供時及び送迎時における換気、手洗い、マスクの着用など、基本的な感染対策の徹底をお願いします。

(2) 利用者又は利用者の同居親族の発熱や咳・鼻水などの呼吸器症状がある場合は、受入れをお断りしてください。

(3) 利用者の同居家族に発熱や呼吸器症状などの風邪症状がある場合は、可能であれば通所を控えていただくよう、依頼してください。但し、当該利用者から事業所の利用希望がある場合は、原則として受入れをお願いします。

※(1)～(3)により利用者が通所を控えた場合で、利用者や保護者から希望がある場合は、利用者及び保護者の同意を得た上で自宅への訪問、電話その他の方法により利用者様の健康管理や相談支援を行うなどの代替的な支援を実

施してください。代替的な支援を行った場合の報酬等の取扱いについては、厚生労働省通知を参照してください。

※緊急事態宣言発令中は、前橋市にて支給決定が行われている利用者については、代替的な支援を行う際の事前相談は不要とします。(他市町村の支給決定者については、該当市町村の指示に従ってください。)

なお、緊急事態宣言解除後に代替的な支援を行う場合は、前橋市への事前相談が必要となります。

2 その他

利用者又は職員が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、感染の疑われる場合、濃厚接触者となった場合又は感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる場合には、速やかに下記問い合わせ先まで連絡してください。

問い合わせ先

前橋市役所障害福祉課障害政策係 指定担当

TEL 027-220-5713 FAX 027-223-8856

メール syogaifukushi@city.maebashi.gunma.jp